

鴨川市観光業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第60号

鴨川市観光業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市観光業振興事業補助金交付要綱（平成17年鴨川市告示第81号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業の種目	事業内容	対象経費	補助率
1 観光協会補助金	観光事業及び観光宣伝等による観光振興に要する経費に対する補助	事業を実施するために要する経費とし、慶弔費、食料費、視察研修費等であって事業の実施に不可欠であると認められない経費を除く。	補助対象経費の2分の1以内
2 鴨川温泉旅館業協同組合補助金	温泉の宣伝等による観光振興に要する経費に対する補助		
3 観光客誘致イベント事業	イベントを活用した誘客宣伝等による観光振興に要する経費に対する補助		
4 天津街路灯協会補助金	街路灯の維持及び管理に要する経費		
5 小湊街路灯協会補助金	街路灯の維持及び管理に要する経費		
6 その他観光振興事業	その他の事業等による観光振興に要する経費		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。